

ワシントン条約附属書Ⅱに掲げるワニ目の種の皮等の輸入の取扱いについて

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書Ⅱに掲げるワニ目（C r o c o d y l i a）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているワニ並びに条約適用前のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。）の輸入の取扱いについて、下記のとおり定め、令和元年10月1日から実施する。

記

ワニ目の種の皮等の輸入に際し、税関に提出する輸出許可書等（条約に基づき輸出した国又は地域の管理当局又はこれに準ずる当局が発行した輸出許可書又は再輸出証明書をいう。以下同じ。）には、ワニ皮タグ（条約決議11.12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム（タグ制度）による標識をいう。以下同じ。）の記号及び番号がすべて記載されていなければならない。

また、輸入しようとするすべてのワニ目の種の皮等には、当該輸出許可書等に記載されたワニ皮タグの記号及び番号と一致するワニ皮タグが個別に付されていなければならないものとする。